

遺伝子組み換え食品で増える健康被害

なぜ日本は大量輸入?

内田 聖子 (アジア太平洋資料センター事務局長)

♣ 食べ物がおいしい!

米国で遺伝子組み換え(GM)作物の栽培と流通が始まって20年以上が経つ。モンサントなど巨大食物メジャーによって推進されたGM作物は劇的に増え、世界中へと行き渡り、食と農の支配はこの20年間でさらに進んだといえよう。

そんな中、まさにGM作物大国である米国で、ここ数年驚くべき勢いで広がっているのが、母親たちの反GMO(遺伝子組み換え食品)運動である。

どこにでもいる母親たちが州政府へGM食品表示義務化を求め、企業へはNON-GMOラベル商品を増やせと働きかけている。最初は数人で始まった「Mom across America(アメリカ中に広がるママたち)」という小さな運動は、SNSで広がり、今や文字通り全米規模のネットワークになった。

なぜか。ここ20年間で米国には様々な健康被害が生じてきた。肥満、糖尿病、心臓病、ガン、アルツハイマー症、パーキンソン症、セリアック病、肝臓病、喘息、アレルギー、自己免疫性疾患…挙げればきりが無い。さらに子どもたちの健康にも異変が起きている。アレルギーや自閉症を患う子どもたちが急増してきたのだ。食べ物や健康管理には気をつけてきたはずなのに、目の前で苦しむ子どもを目の当たりにした母親たちは、その理由を調べ、一つの結論に達する。それは、「食べ物がおいしい」というものだ。

2012年、米国で制作されたドキュメンタリー映画『遺伝子組み換えルーレット』私たちの生命のギャンブル』は、遺伝子組み換え食品が引き起こす健康被害の問題を、医学・医療関係者、政府の食品安全審査に関わる研究者、自閉症やアレルギーに苦しむ子どもたちの親たち、家畜の健康障害を扱った獣医など、多数の証言と科学的根拠(エビデンス)から浮かび上がらせる。なぜ自分たちが管理しているはずの食卓に、ここまでG

M食品が広がってしまったのか? 映画はモンサント社と結託した米国政府が、GM作物に否定的な研究レポートを隠し、独立系の研究者たちを脅してまでも「GMOは安全だ」と言い続けてきた衝撃の事実を告発していく。

♣ GM作物受け入れる日本

日本も決して無関係ではない。むしろGM作物が世界から駆逐されていく流れに逆行するようにGM作物を受け容れているのが、他ならぬ日本なのだ。現在、遺伝子組み換え作物は世界のわずか28カ国で生産されているに過ぎず、その農地面積は世界の農地の10数パーセントしかない。遺伝子組み換え作物の耕作を禁止している国は36にも及ぶ。EUは現在、その半数以上の国が遺伝子組み換えの耕作を禁止している。ロシアも耕作を禁止し、さらに流通からもほとんど遺伝子組み換えを排除する方向で動いている。ラテンアメリカでもペルー、エクアドル、ベネズエラが遺伝子組み換えを禁止し、コスタリカも自治体の8割で遺伝子組み換え作物が栽培されない「GMOフリーゾーン」となっている。

当初喧伝された「GM作物はコストがかからない」「収量が増える」ということも、事実ではないと明らかになっており、「遺伝子組み換えは害だけでよいことは何も無い」と世界が気づき始めたか

らだ。

しかし日本にはすでに大量の遺伝子組み換え作物が輸入されており、2012年には米国で大問題となった農薬耐性の強い遺伝子組み換え作物(大豆、トウモロコシ、綿)も承認。日本のマスコミはこの問題を一度も報道しなかった。

遺伝子組み換え食品の表示義務制度も実は対象となる品目が限られるなど十分な中で、私たちは「知らない間に大量の遺伝子組み換え食品を食べている」というのが現実だ。

先日、大手メーカー4社の発泡酒の原材料の一つである「液糖」に、遺伝子組み換えトウモロコシ由来のコーンスターチが使用されていたことが、NGOの調査でもわかっていく。

♣ 幅広い消費者、市民運動に

こうした状況の中で、TPPなどの自由貿易が進めば、事態はさらに悪化する。日本政府は「日本の遺伝子組み換え表示制度はTPPで変わらない」と説明するが、必要なのは「変えないこと」ではなく、「現状よりも厳しく変えること」だ。そうしない限り私たちの食の安全・安心は守られない。米国の親たちは、消費者としての強みを最大限利用し、身近な場所から確実に変化をもたらそうとしている。ある母親は言う。「食品の85%を購入しているのは私たち母親です。私たち次第なのです。もし私たちが買わなければ、企業は売ることができません。私たちが立ち上がる理由は、まず家族の健康を守りたいからなのです。今ではカナダ、インド、アイルランド、アルゼンチンなど多くの国にネットワークは広がる。日本でも、親たちに限らず、幅広い消費者、市民の運動と呼び込んでいる。



映画『遺伝子組み換えルーレット』
<http://geneticroulette.net/foods>
ご注文は PARC 事務局
office@parc-jp.org TEL.03-5209-3455

※8面「お知らせ」欄に関連イベント情報あり

いくことを願っている。

～動き出した市民、女性たち～



野党の選挙協力を求める署名を手渡す (2016年1月22日)

本紙1月1日号の新春女子トーク(福島みずほ参議院議員、安保法制に反対するママの会の西郷南海子さん、SEALDsの芝田万奈さん)でも話題になった野党共闘。この夏の参院選で衆参の「ねじれ」を作らなくてはと意見が一致していた。

この間、安保法制に反対してきた学者や学生、ママ等のグループが「市民連合」(安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合)を立ち上げたり、憲法学者らが「立憲政治を取り戻す国民運動委員会」を発足させるなど、様々な団体、個人の連携が進んでいるように見える。

SNS*上の「全国連絡会」として、フェイスブックには野党の選挙協力を呼びかける市民勝手連「ミナセン(みんな選挙)」も生まれ、1月22日には、全国各地から300人が参議院議員会館に集まった。

「プチ憲法カフェ」では、緊急事態条項がいかに危険なものか、弁護士の小口幸人さん、太田啓子さんがわかりやすくレクチャー。勉強会であり、パネルディスカッションであり、活動の報告会であり、内容の濃い集会だった。

パネルディスカッションには、市民、民主、生活、共産、維新の議員が登場。なかなか進まぬ「野党共闘」へのいら立ちからか、ヤジが飛び場面もあったが、参加者は各議員の発言に熱心に耳を傾けていた。

顔を合わせるXネットの力

ミナセンに加わっている人は、1月27日現在で600人を超えている(自身が数週間前に登録した時には、確かまだ200人ちょっとだった)。1月22日の記者会見では、全国に約30のグループができているとのことだった。短期間に広がるSNSは、よくも悪くも武器になる。



まちかど憲法カフェ・とことん緊急事態条項 @ 桜木町(神奈川県)のママの会が企画した (2016年1月4日)

フェイスブックでいくら盛り上がっていても、街頭で署名を呼びかければ通り過ぎる人ばかり、そんな経験を持つ人も多いだろう。

先日、ある「ママの会」が主催するローカルな茶話会に参加してみた。子どもを遊ばせながら、選挙のことや緊急事態条項のことなど、子どもにさざぎられては戻りつつ、お茶を飲みながら話をする。

「いろんなことを知ってしまった今は、何も知らなかった状態には二度と戻れない」

「1人では署名に立てなくても2人ならできるかも」

「スタンディングはローカルな駅でやるとインパクトがある」

「小学校に1人は仲間がいるかな」

「町内会の集まりで安倍政権の話をしよつとしたら政治と宗教の話はダメと言われた」：いろんな声が出てくる。

参加者の中には、特定の候補者を応援する人、政党支持者もいるが、距離をはかりつつ、皆が自由に発言できる雰囲気がとてもよかった。

次回はターミナル駅でスタンディングをしよつと日程を決めたが、会合に参加していなかった女性が、

*インターネット上でつながり、やりとりするフェイスブックやツイッターなどの総称

雇用機会均等法が施行されて30年、男女間格差が少しも解消されない現実、1月23日、東京都内でシンポジウム「完全平等を実現できる均等法へ―差別をなくす雇用ルール作りに向けて」が開催された(きんとう基金、均等待遇アクション共催)。50人近い関係者が集まり、このシンポを皮切りに「どう改正していけばいいのか」の議論を重ね、政策提言していくことを確認した。

雇用機会均等法は、成立時から「結果の平等」を求めるものではなく実効性が期待できないと批判されながらも、見直しの際にはそれなりの努力を重ねてきた。しかし2013年の見直しの際は、経営側の「法改正の必要なし」に押し切られ、次の「見直し」が約束されずに終わっていた。それが、女性の活躍促進法の付帯決議として衆参ともに「均等法の見直し」を挙げることに成功。2017年の見直しを見込んで、このシンポが企画された。

中野麻美さん(弁護士)がまず「ジェンダー平等指数の高い国の経済は元気がよい。日本は女性の賃金格差が大きく、希望が持てない社会になっている。国連はすでに2030年までに政治や経済などあらゆる分野で50%の女性比率を打ち出しているが、完全平等を達成するには男女間格差を解消する均等法制の抜本的強化が必要」と位置づけ、「雇用のジェンダー格差」「男女間賃金格差」「妊娠・出産・育児・介護の保障」「女性への暴力」という4つの視点で、それぞれの専門家に問題提起をしようつと説明した。

雇用差別が女性の貧困を生む

浅倉むつ子さん(早稲田大学)は「差別をなくす雇用ルール作り」に

ついて話したが、均等法の改正にはとどまらない提案であった。

日本社会の相対的貧困率は2014年で16.1%、子どもがいると16.3%に上がる。単独世帯では、男性では23%だが、女性は33%が貧困。雇用分野の男女格差が大きく影響している。総合職女性が1割のまま推移しているのは、意欲を阻む職場環境、管理職の性差別的意識があるから。これらに対応するには、包括的な差別禁止法の制定、女性の活躍推進法を真のポジティブ・アクション法にする、さらに男性の働き方改革が必要とした。

次に、森ます美さん(昭和女子大学)が、同一価値労働同一賃金のルール化で、男女および正規・非正規の賃金差別をなくそうと提案した。

リーマンショック前の2008年と2014年の賃金格差の現状を見ると、女性の賃金が多少上がり男性の賃金が停滞したことによって格差は縮小している。ただし、正社員男女間格差75・7は改善していない。5年前に浅倉さんとの共同研究で、正規・非正規間の同一価値労働同一賃金原則の適用方法を提案したが、一顧だにされていない。再度提案したい。昨年9月に施行された同一労働同一賃金法や、安倍首相の「同一



労働同一賃金を実現」発言もフルに利用して、同一価値労働同一賃金を実現するILO基準の職務評価を導入させる戦略が重要とした。

職場から人間性排除するマタハラ

杉浦浩美さん(埼玉学園大学)は、自身が2009年に「働く女性とマタニティハラスメント」で問題提起をして以来の社会の関心の高まりを指摘。マタハラとは、妊娠した女性労働者を非効率的/非合理的存在として排除することであり、直接的排除は均等法9条で禁止されたものの、間接的排除にはまだルールがない。被害者の半数は健康で仕事に支障がなかったにもかかわらず不利益扱いを受けているのが現状。職場に妊婦がいることを当たり前にすることが求められている。しかし、マタハラ防止のスローガンとは逆行する労働政策、労働者個人の事情を排除する方向に進んでいる。産まないことへの抑圧もマタハラだと提起した。

佐藤香さん(パープルユニオン)は、セクハラ労災認定を勝ち取った経緯から、均等法では被害者の経験則が反映しておらず、留意事項の具体事例が明記されていないこと、罰則規定がないことを問題とした。さらに、セクハラの問題として、精神疾患は個人の弱さのせいとされるが、ストレスが強ければ、だれでも精神障害が起きることを理論化していくことの必要性を訴えた。

こうした提案を踏まえて、賃金差別裁判の原告や派遣労働の実態、マタハラ裁判支援の報告もあった。均等法の不十分さは共有できたが、どういう法改正が必要なのかについては、さらに研究を重ねていこうと確認して終えた。

(中村ひろ子)

均等法から30年 差別をなくす雇用ルールの確立を

どうなる、どうする 参院選?



全国各地から集まった「ミナセン」の参加者たち。各地でアレンジして使っているミナセンの統一ロゴのデザインもカワイイ (2016年1月22日)



「山本太郎参議院議員を地元と呼べることになりました!」と、フェイスブックでメンバーに呼びかけた。会場は駅近くの保育園。計画したスタンディングと同じ日だ。

つながった今だからこそ

昨年夏、国会前では安保法案に反対する学者や学生、国会議員などがかわるがわるスピーチした。その姿をスマホで撮影し、SNSで発信する人たち。国会の進行に合わせて、発言中の議員を応援する「オールもあつた。先述のミナセンの集会でも、議員と並んで撮った写真をフェイスブックにアップしている人が少なく

国会前で「見守り弁護士」として市民を支えた弁護士たちもいた。とても心強かった。自民党の憲法改正草案の危険性を広く伝えることを目的に活動する「あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)」のメンバーは、全国各地で「憲法カフェ」にひっぱりだこ。最近では緊急事態条項を取り上げることが多いようだ。ミナセンにも弁護士が参加しており、全国の勝手連・市民選対の活動を法律面からサポートする「ミナセンロイヤーズネット」も生まれた。公職選挙法などにとくても、相談できれば安心して活動できる。

あるママの「まだ目覚めていない人に話す方が効率良いかも」という話が印象に残っている。目覚めたらもう戻れない、自分がそうだったからと。そういう彼女は、勉強会などにも積極的に参加している。『崖っぷち』であると同時に、今がチャンスなのだと思う。「どうせ変わらない」という絶望感を押しよくして、今度こそ、市民の手に政治を取り戻すには。(光)

被災3県 パートナーへの暴力が顕在化

5年 あれから

(一般社団法人) 社会的包摂サポートセンター 事務局長 遠藤 智子

「被災地でDVが増えているのでしょうか?」とよく尋ねられる。昨年1年間で、よりよいホットライン(24時間無料の電話相談)の「DVと性暴力の専門窓口」にかかってきた電話は52万4379件。被災地からは4万9440件(被災3県からの相談は全国の1.7倍)だ。一昨年より4000件ほど増加しているが、DVが増加したのか、といわれるとちよつと違う気がする。

DVは単純に「妻を殴る」ことではなく、暴力で相手を支配することだから、ストレス等の外的要因で簡単に増減はしないように思う。被災地では、DVというより「パートナーへの暴力」が顕在化したのだ。震災以前から「性別役割分業」を肯定して「暴力的な傾向のある」人が、相談員の言葉を借りれば「被災者」という被害者になり、そのことが受け入れられず、「パートナーに対する暴力支配で一時的に発散」しようとするという構図のようだ。

「見える」ようになった背景

被災3県で暴力が顕在化したのは、以下のような原因があると考えられている。

- ・ ストレスの激化によって、それまでは抑えられていた暴力が表面化した。
・ 住居空間が変化し(仮設等狭くなった)、怒りをクールダウンできる場所が減少した。
・ 災害失業などによる経済的困窮
・ 亡くなった家族などへの喪失感をもてあます。
・ 地域の崩壊、人間関係の分断と孤立などに耐えられない。

暴力の顕在化は、女性たちに離婚を決定させたのではないだろうか。「震災離婚」という言葉ができたほ

ど、離婚件数は増加したといわれている。離婚の増加が意味するものは何だろう。

1つは、前述したように(DVと性暴力)潜在化していた暴力が被災のストレスで顕在化した場合、被害者が長期間の暴力で力を奪われるケースと異なり、離婚という選択がしやすい状況になったということ。

2つ目は、被災によって家族・地域の縛りがほどけざるを得ない状況が生まれ、被害者が自由に考えたり動いたりすることができるようになり、同時に支援者(保健師やワーカーなど)が家庭内に入ってくる。そこで「これはDVですね」という情報提供があり、女性たちの気づき(これってDVだったんだ)が起る。そして、家庭の外から「力と手助けを得て」「離婚ができるようになる」ということと考えられる。

震災で変わったこと

震災後の女性たちを取り巻く変化(暴力以外)は、以下のようなものだったのではないだろうか。

- ①生活環境の変化
・ 被災後余儀なくされた転居や家族離散によって、家族の縛りから解放される。□うるさかった両親等の「監視・支配」が緩む。
②パートナーの本質を見る
・ 補償金をバチンコにつきこむなど困難な状況を共に克服できる相手ではないと明確に。村の名士だった夫が被災によって故郷を離れ「ただの人」になった時、それまでの名声や地位にしがみつく夫に幻滅。
③可能性を確認する
・ 夫と離れた被災生活を経験し、

「母子でもやっていける」と気づき、離婚した後の暮らしに希望を見出す。

④支援者が介入する
・ 避難所、仮設住宅に暮らすというところで家庭内の暴力の発見が容易に。「大丈夫ですか」「相談したい」とはありませんか」という働きかけや、DVに関する情報が被災前よりダイレクトに届き、支援を受けようという気持ちになりやすくなる。

相談事例は以下のようなものだ。

・ 震災後、優しかった夫が激変してしまった。仕事を探そうとせず、子どもにも興味がない。暴力も振るうようになった。離婚したいが、経済的に今後どうしたらよいか不安。
・ 夫と仮設住宅で暮らしている。仕事が見つからない夫は、いつもイライラしていて私や子どもにもあたる。仮設の責任者が見かねて仲介してくれて別居した。私もPTSDの診断もあり将来が不安。

・ 他県に避難した。夫からはずつと精神的な暴力があったが、問題にしていなかった。家庭訪問支援員からDVのパンフレットを渡され、読んでみて自分にぴったりでびっくりした。相談に行こうと思っっているがどこがいいか。

震災が女性たちに与えた影響は多岐にわたるが、パートナーからの暴力に焦点を当てれば、「風穴が空いた」感がある。正確な情報が届けば、当事者は行動を起こすという確信を深くした。ホットラインへの女性の相談のほとんどに暴力が背景にある。本人が自覚していない事例はまだ多い。女性たちへ女性から「知らせる」活動にさらに取り組んでいかなければと思う。